

かわち直販センターの明け渡し等訴訟に係る経過及び判決についてお知らせします。

株式会社ふるさとかわち（以下「ふるさとかわち」と言います。）は、町の施設である「かわち直販センター」の指定管理期間（かわち直販センターを使用できる期間）の期限である平成28年8月31日が終了したにも関わらず同施設から退去せず、その後も占有権原のないまま、管理運営を続けていました。

このため町は、平成28年12月7日、水戸地方裁判所龍ヶ崎支部にふるさとかわちを相手取り、裁判を起こすに至りました。

そして、平成30年2月5日、同裁判所において、町がこれまで裁判で求めていた主張を認める判決がありました。

この判決を不服としたふるさとかわちは、平成30年2月15日、東京高等裁判所に不服申し立てを請求しましたが、平成30年8月8日、同裁判所においてふるさとかわちの請求には理由がないとして、認めない判決がありました。

よって、これまでどおり町の主張が認められました。

《町の主張》

1. ふるさとかわちは、河内町に対し、かわち直販センターの建物を明け渡すこと。
2. ふるさとかわちは、河内町に対し、平成28年9月1日から、かわち直販センターの建物の明け渡し済みまで、1か月22万8591円の割合による使用料相当損害金を支払うこと。
3. 訴訟費用は、ふるさとかわちの負担とすること。

この判決をも不服としたふるさとかわちは、平成30年8月21日最高裁判所に上告の申立てを提出しています。

町では、町民の皆様が、かわち直販センターをいつでも利用（出荷）できる施設として、リニューアルオープンに向けた準備を進めてまいります。

一日も早い混乱の収束に向けて努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。